

板橋区景観計画の変更について<諮問>

(板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について)

【アクセント色の導入】

区では、平成 23 年 3 月 23 日に板橋区景観条例の施行を経て、同年 8 月 22 日に板橋区景観計画を策定し、運用を開始した。これらの条例・計画に基づき建築物の建築などの際には、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められる。

本案件は、これらの基準のうち、「色彩」について、板橋区景観審議会及び同部会での審議結果を踏まえ、基準の一部変更をするものである。

(1) 色彩に関する基準の一部変更案の概要

景観計画の景観形成基準のうち、色彩に関する基準の一部を変更し、現在の「外壁基本色^{※1}」、「強調色^{※2}」のほかに新たに、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出する色彩として、「アクセント色^{※3}」を追加する。

- ※1 外壁基本色：外壁各面の 4/5 は、外壁基本色の基準に適合した色彩とする。
- ※2 強調色：外壁に表情を付ける場合などは、外壁各面の 1/5 について、強調色の基準に適合した色彩とする。
- ※3 アクセント色：強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の 12m（または 10m）以下の部分の 1/20 に限って、アクセント色の基準に適合した色彩とする。また、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以下とする。

(2) 経緯及び今後のスケジュール（予定）

- ・パブリックコメントの実施 : 令和 2 年 4 月 20 日～5 月 22 日
- ・都市計画審議会への意見伺い : 令和 2 年 11 月 5 日
- ・景観審議会部会への報告 : 令和 2 年 12 月 23 日
- ・景観審議会への諮問・答申 : 令和 3 年 3 月 8 日
- ・景観計画の変更 : 令和 3 年 4 月 1 日

(参考)

- ・平成 23 年 8 月 景観計画策定
- ・平成 26 年 1 月 景観計画変更
(加賀一・二丁目地区景観形成重点地区指定)
- ・平成 26 年 8 月 景観計画変更
(常盤台一丁目・二丁目地区景観形成重点地区指定)

※アクセント色の導入についての検討経緯

平成 25～29 年度	アクセント色の導入に向けた検討 部会 (4 回)・審議会 (4 回) にて、色彩基準 (案) の検討、委員意見の反映、事例調査等を行う
↓	
平成 29 年度	第 10 回審議会 (11/1) にて、変更案がまとまる
平成 30 年度	東京都協議、地元説明 (加賀、常盤台)・周知
～令和元年度	
令和 2 年度	景観計画変更の事務手続きを進める